

第二次千葉県地域福祉支援計画一部改定(案)に対する主な意見・要望と県の回答

No.	意見・要望要旨	回答
1	<p>○第2章 図2-5認知症高齢者数の将来推計について</p> <p>先般、厚生労働省研究班が65歳以上の高齢者のうち認知症の有病率は推計で15%という調査結果を公表したことから、当該データについても見直し、または何らかの説明が必要ではないか。</p>	<p>厚生労働省研究班が公表した有病率は平成22年時点の推計であり、将来推計は算出されていないため、本資料に採用することは困難ですが、厚生労働省による直近の将来推計に基づき、推計値を見直すこととします。 ※(図2-5)については修正します。</p>
2	<p>○第5章 1.市町村等が行う地域福祉推進の取組みへの支援 「市町村地域福祉計画策定の支援」</p> <p>当該部分については市町村の取組みが遅々として進んでおらず、県の支援策も全く見えてこないことから、推進方策の見直しが必要と考える。</p>	<p>市町村が地域福祉計画策定を行うことは重要と考えており、策定の手法等の情報提供や未策定市町村への個別の働きかけなどにより、引き続き策定支援を行ってまいります。</p>
3	<p>○第5章 1.市町村等が行う地域福祉推進の取組みへの支援 「地域福祉フォーラムの設置促進」</p> <p>拠点の確保については、大きく立派な施設をひとつ作るよりも、古く小さくてもよいので県民が気軽に集まることができる施設を数多く設置・整備する施策のほうが重要と考える。 活動財源の確保については、「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」を実現するなど、民間財源の活用を推進する施策も必要ではないか。</p>	<p>県ではこれまでも、小規模ながら地域の方が気軽に集まることのできる活動拠点の整備をすすめてきたところです。地域福祉フォーラムの活動支援については、千葉県社会福祉協議会の地域ぐるみ福祉振興基金において地域福祉フォーラム立ち上げ時の支援を行っており、同基金の活用についてPRしてまいります。</p>

第二次千葉県地域福祉支援計画一部改定(案)に対する主な意見・要望と県の回答

No.	意見・要望要旨	回答
4	<p>○第5章 3.医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化「保育対策等の促進」</p> <p>身の回りにイクメンが多くなった。それにより女性も働きやすくなるし、男性も貴重な人生経験として、子育てからはじまった奉仕の心を福祉への興味につなげられれば、地域の福祉力が高まると思う。</p> <p>イクメンは、自助による保育対策と小さくとらえるより、従来の女性の分野に男性が進出してきつつある社会的に良好な「うねり」ととらえるべきである。</p> <p>そういった男性の子育てへの進出という観点も含めて、この「うねり」を後押しするために、もう一度、男女共同参画条例を再提案すべきと思う。先の議会ではジェンダーや女性の社会進出に力点をおきすぎたのではないか。</p> <p>男女共同参画条例の再提案については、現在検討中の長期総合計画に入れてもらうと、より意義を持つ。(長期総合計画案にも、“基本的な考え方”のところと、“親への育児支援と子育てしやすい職場環境づくり”に男女共同参画の項目がある)</p>	<p>男女がともに子育てなどをしながら働き続けられるよう、第3次千葉県男女共同参画計画ではワーク・ライフ・バランスの普及促進や子育て支援に重点的に取り組んでいます。</p> <p>男女共同参画条例については、今後の施策展開等を踏まえ、検討していきたいと考えています。</p>
5	<p>○第5章 3.医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化「高齢者等が安心して住み続けられる環境の整備」</p> <p>現在の住宅型有料老人ホームのケアが、介護付き有料老人ホームより、ケアサービスの点で劣るのは実感として思うし、制度的にもそのことを予定していると思う。しかし「ケアと住居の分離」を掲げる「サービス付き高齢者住宅」が現在もそして将来も住宅型有料老人ホームのケアサービスを上回るという保証はない。したがって、新しい制度で国が推進しているからという理由で、この欄に「サービス付き高齢者住宅」だけを記載することは疑問が残る。削除するか、住宅型有料老人ホーム、ないし介護付き有料老人ホームも併記すべきである。国は、介護人材の増加の努力を怠り、現実に可能な人員でできる仕組みをつくろうとしている気がしてならない。施設福祉の理想を追うのではなく、人手不足という、現実の世界のほうに施設福祉の枠組みを無理やり合わせている気がする。</p>	<p>住宅型有料老人ホームや介護付き有料老人ホーム等については、高齢者向けの重要な施設と認識しており、特にサービス付き高齢者向け住宅については千葉県高齢者保健福祉計画や千葉県高齢者居住安定確保計画に位置付け、供給促進に取り組んでいるところです。</p>

第二次千葉県地域福祉支援計画一部改定(案)に対する主な意見・要望と県の回答

No.	意見・要望要旨	回答
6	<p>○第5章 4.支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化 (A) 民政委員・児童委員と(B)災害時要支援者保護</p> <p>(A)と(B)は関連すると思うが、要支援者と災害時要支援者保護という言葉が使い分けられているようではあるが、わかりにくい。 また、プライバシーの保護と要支援者名簿の作成が記載されているが、相反する両事項をどう両立し、よりよく対応できるか、また、名簿作成のために、各機関がどのようなことができるかを少し具体的に記載したほうが良いと思う。</p>	<p>【要支援者と災害時要支援者の意見について】 ご指摘を踏まえ、要支援者の記載について、以下のように修正しました。</p> <p>○ 自治会・町内会の組織力の弱まりや地域での交流機会の減少、プライバシー保護の意識の高まりなどにより、これまで地域で支え合ってきた日常的に支援を要する人々(要支援者)に支援の手が届きにくくなっています。</p> <p>○ 要支援者にはに対し、日常的な支援が必要であるを行うとともに、災害などの緊急時には災害時要支援者として迅速な支援が必要となることから、を行うためには、事前にどのような要支援者がどこに住んでいるのか把握しておく必要がありますが、地域の支え合う力が低下する中、行政機関など特定の機関のみによる把握は困難です。</p>
7	<p>○第5章 4.支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化 ⑦顕在化する地域課題</p> <p>(カ)として災害時要支援者対策が追記されているが、今般の通常国会で災害対策基本法が改正され、災害時要支援者名簿の作成と本人の同意を得た情報を警察、消防、民生委員、市町村社協、自主防災組織等に提供することが市町村に義務付けされたことを踏まえた文章の修正が必要ではないか。 また、それに伴い県が取り組むべき施策として手引きの作成や相談・助言等を挙げているが、それだけでこの取組みを加速させることは困難であることから、新しい支援方策が必要と考える。</p>	<p>【災害時要支援者名簿の意見について】 災害時要支援者名簿に関しては、市町村に対し、先進事例の情報提供等の助言をしております。 また、ご指摘を踏まえ、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号)に係る以下の記載を追加しました。</p> <p>○ 平成25年6月21日に公布された災害対策基本法等の一部を改正する法律により、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成を市町村長に義務付け、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係が整理されるとともに、災害発生時又は発生のおそれがある場合には、必要な限度で本人の同意なしに、避難支援関係者等に名簿情報を提供できることとなりました。</p>
8	<p>○第5章 4.支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化「中核地域生活支援センター等の整備」</p> <p>最後「具体的には・・・広域化・専門化を進めます」の削除をすべきである。「県民に近い事業は市町村に」、あるいは「財政的理由」かどうか不明だが、県からこの業務を離そうという意図が少し感じられる。「補完性の理論」は「県民に近い事業は基礎自治体である市町村に、市町村のできないところは都道府県で」というものである。前段のみ見てはいけない。市町村ごとに今のセンターの機能を担える団体があるとは思えない。鄙にはまれな評価の高い本事業については県がひっぱっていくという、積極的姿勢を見せるべきである。</p>	<p>県では、地域住民の相談や支援は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が主体的な役割を担い、中核地域生活支援センターの役割は、高度・専門的な相談への対応や市町村への後方支援にあると考えています。 県としては、市町村との役割分担を踏まえながら、中核センターが培ってきた困難事案の解決手法の伝授や市町村への支援等に努めてまいります。</p>

第二次千葉県地域福祉支援計画一部改定(案)に対する主な意見・要望と県の回答

No.	意見・要望要旨	回答
9	<p>○第5章 4.支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化「犯罪被害者支援の推進」</p> <p>犯罪者の更生保護を目的とする事業も記載するべきと思う。更生保護は再犯防止のみでなく、就労支援を中心とする福祉の意義も大きい。事業は国が中心であるが、健康福祉指導課・雇用労働課も地域のネットワークとして関わっている。</p>	<p>更生保護は国の所管であるため、計画に事業を記載していませんが、法務省主唱の「社会を明るくする運動」に参加するなどして、更生保護の重要性をPRしているところです。</p>
10	<p>○第5章 4.支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化 ⑥成年後見制度</p> <p>成年後見制度に対する県の支援策として、成年後見制度の市町村申立てマニュアルの作成、県民や行政職員等に対する各種研修会を県社協に委託して実施しており、それらの取組みを記載していただきたい。</p>	<p>成年後見制度は認知症高齢者、知的障害者、精神障害等の判断能力が低下した者の権利を擁護し、安心した地域生活を送ることができるように支援するための重要な手段であり、計画には記載しませんが、引き続き、市町村、社会福祉協議会職員や県民向けの講座を開催する「成年後見制度利用促進事業」を実施してまいります。</p>
11	<p>○第5章 4.支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化 ⑤後見支援センター(福祉サービス利用援助事業)</p> <p>24年度から市町村社会福祉協議会に委託して実施する運営方法を変更したことに伴い、次の下線部のように修正していただきたい。</p> <p>○ 県では、千葉県社会福祉協議会を実施主体として、平成11年から事業を開始しており、千葉県後見支援センターを拠点として、県内には千葉県社会福祉協議会からの委託を受け、複数の市町村を担当する「広域後見支援センター」が9カ所、単一の市町村のみを担当するセンターが20カ所(千葉市を含む)設置されています。</p>	<p>計画には極力、最新の情報を記載することが望ましいため、最新の実績を記載するように修正しました。</p>
12	<p>○第5章 4.支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化⑤後見支援センター(福祉サービス利用援助事業)</p> <p>次の下線部の時点修正していただきたい。</p> <p>「福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)は本来の目的の他に・・・平成11年度の事業開始からの累計契約者数は1,807名、利用者数は716名(平成25年4月末現在)に留まっています。」(一部改定案は前者1,343名、後者525名)</p>	<p>計画には極力、最新の情報を記載することが望ましいため、最新の実績を記載するように修正しました。</p>

第二次千葉県地域福祉支援計画一部改定(案)に対する主な意見・要望と県の回答

No.	意見・要望要旨	回答
13	<p>○第5章 5. 多様な主体による地域のネットワークの構築</p> <p>千葉県地域生活連携シートについては、少し説明を加えないと、言葉の意味がわからないと思う。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下の記載を追加しました。 「千葉県共用医療連携パス」との整合性を図った「千葉県地域生活連携シート(介護支援専門員と医療機関等が患者の身体・生活機能等の情報を共有するためのツール)」の普及活用を図ります。</p>
14	<p>○第5章 5.多様な主体による地域のネットワークの構築 ③コミュニティソーシャルワーカー</p> <p>コミュニティソーシャルワーカーの育成のみにとどまらず、市町村はもとより小域福祉圏域、日常生活圏域へのコミュニティソーシャルワーカーの配置を推進する施策が必要と考える。</p>	<p>県では、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の職員を対象に、事例研究等を通じ支援の知識や技術の向上を図る研修を毎年実施し、コミュニティソーシャルワーカーの育成を図るとともに、地域においてコミュニティソーシャルワーカーが配置されるよう努めてまいります。</p>